

規制基準（特定施設）

騒音規制法

時間区分	昼間 午前8時から午後7時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
区域区分			
第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第1・2種住居地域 第1特別地域 ※1	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域（第1特別地域を除く） 第2特別地域 ※2	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
工業地域（第2特別地域を除く）	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
備考	太枠の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。		

※1 準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域に接しており、かつ、周囲50メートル以内の地域

※2 工業地域のうち、第1・2種住居地域に接しており、かつ、50メートル以内の地域

振動規制法

時間区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
区域区分		
第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	60デシベル以下	55デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

印西市環境保全条例（騒音）

時間区分	昼間 午前8時から午後7時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
区域区分			
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1・2種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域 工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベル減じた値となる。

印西市環境保全条例（振動）

時間区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
区域区分		
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域（工業専用地域を除く）	60デシベル	55デシベル

備考 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベル減じた値となる。